

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

理事長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 登録自動車に係る事務の委託を受けようとする者が運輸支局長等に対して申請を行う際は、検査対象軽自動車に係る事務の委託を同時に申請することができるものとする（以下「同時申請」という。）。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない運輸支局長等に対して申請を行うことはできないものとする。

理事長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は運輸支局長等から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

理事長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 同時申請が行われた場合は、運輸支局長等から委託申請審査システムを通じて審査結果が共有される。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請者に対して補正を求める場合、委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 同時申請において「補正指示」が必要な場合は、委託申請審査システムを通じて運輸支局長等に「差戻し」するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請において、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は委託申請審査システムに内容を登録し、申請者に対し、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請については、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

理事長通達第6条第2項

- ・同時申請が行われた場合に理事長通達同条第1項の要件を全て満たしていると認めるときに運輸支局長等に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

理事長通達第6条第3項

- ・同時申請が行われ運輸支局長等からの委託申請審査システムを通じた審査結果が共有された場合、同条第1項(1)ウに該当する者として取り扱うものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請にあつては、その他適切な方法により運輸支局長等へ問い合わせることとする。

理事長通達第8条

- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請がなされ、これを「承認」したときは、委託申請審査システムにて「通知」を行うとともに、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・既に運輸支局長等より特定記録等事務の委託を受けている者又は既に特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があつた場合において、これを「承認」したときは、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第13条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・変更申請があつたときは、理事長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・変更申請を承認したときは、委託申請審査システムに内容を登録し、当該記録等事務代行者に変更承認書を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

理事長通達第15条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から当該届出を受理した場合は、届出者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないよう委託申請審査システムにおいて所要の措置を講じるものとする。

(附 則)

理事長通達第12条関係

- ・手続きをオンライン化するまでの間は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から施行規則第49条の13の規定による変更の申請があり承認したとき、第49条の14の規定による変更の届出があったとき、第49条の15の規定による廃止の届出があったとき又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、理事長通達第12条第2項及び第3項の規定を達成するために、申請、届出又は解除を行った特定記録等事務代行者の記録を国土交通省へ提出するものとする。